

令和 7 年度使用 高砂市立学校用教科用図書採択方針

令和 6 年 6 月 1 日
高砂市教育委員会

1 採択基本方針

- (1) 小学校、中学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、兵庫県教育委員会の義務教育諸学校における令和 7 年度使用教科用図書の採択に関する基本方針の趣旨に則しつつ、第 3 期高砂市教育振興基本計画を踏まえ、高砂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択を決定する。
- (2) 教科書採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底し、教育委員会が責任を持って採択する。
- (3) 小学校において使用する教科書は、令和 5 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
- (4) 中学校において使用する全ての教科書について、令和 5 年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「中学校用教科書目録（令和 7 年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。
- (5) 特別支援学級において使用する教科書は、文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討するものとするが、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。

ア 文部科学省著作教科書

① 小学部

令和 5 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

② 中学部

全ての教科書について、令和 5 年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和 7 年度使用）」に登載されている中学部用の教科書のうちから採択すること。

イ 一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができる。その際、文部科学省発行の「令和 6 年度用一般図書契約予定一覧」及び、兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

(6) 学習者用デジタル教科書の考慮について

教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本である。ただし、令和 6 年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という）が紙の教科書と併せ提供される予定であるので、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができる。

2 採択の権限

教科書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 21 条第 6 項の規定により、教育委員会が行う。

3 方法、組織及び手続き

(1) 教科書について

- ① 採択は、文部科学省「教科書目録（令和 7 年度使用）」に登載された教科書のうちから行う。

- ② 採択組織及び手続きについて、教育委員会は、前項の採択を適正かつ公正に行うため高砂採択地区選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- ③ 審議に必要な調査・研究を行うため、加印地区共同調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。調査・研究については、加印地区二市二町（高砂市、加古川市、播磨町、稲美町）で行う。

(2) 学校教育法附則第9条の規定による図書について

文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮した上、小中学校の特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科書を使用することが適当でない場合には学校教育法附則9条の規定による教科用図書を採択する。ただし、学校教育法附則9条の規定による教科書の使用は、原則、文部科学省の「令和6年度用一般図書一覧」に登録された図書のうちから採択する。

4 採択基準

採択に当たっては、第3期高砂市教育振興基本計画の方針に基づいて、兵庫県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して、十分な調査研究を行う。

5 採択の公正確保

- (1) 教育委員会は、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和6年3月29日付文部科学省通知）に則り、教科書の採択にあたり、静謐な採択環境を確保し、教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、適正かつ公正を期するため万全の措置をとる。
- (2) 採択関係者は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」に違反する行為について、教科書発行者に対して求めない。また、教科書発行者から申出があった場合にも、その申出を明確に断る。
- (3) 採択期間中においては、教科書発行者が、教科書に関する講習会又は研修会等の主催や関与を行うことが禁止されていることから、採択関係者は、その主旨を理解した上で、適切に対応する。
- (4) 教育委員会は、発行者の宣伝行為その他外部からの働きかけについて状況を把握する。また、仮に採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合は、関係機関と連携を図りながら、毅然とした態度で対応をする。
- (5) 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者が営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないため、その旨を調査員等の採択に関わる教員等だけでなく、全ての採択関係者が認識する。
- (6) 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見が反映されることは、意義を有する側面もあり、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられる。しかし、一般の国民ないし地域住民からみれば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を維持する。

6 開かれた採択の推進

- (1) 採択結果及び採択理由について、採択期間終了後、速やかに公開する。
- (2) 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。
 - ① 使用する教科用図書の研究のために作成した資料
 - ② 教育委員会の会議の議事録
 - ③ その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。